

令和3年9月30日

保護者様

木津川市教育委員会教育長 森永 重治  
木津川市立学校長

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症対策について(お願い)

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染者の急拡大に伴い、京都府において発令されていた緊急事態宣言が、9月30日(木)の期限をもって解除されることとなりました。

全国的に新規の感染者は減少傾向にありますが、夏期休業明け以降も児童生徒の感染事例が報告されており、宣言解除後の感染再拡大が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、今後も気を緩めることなく、適切な感染拡大防止対策を徹底した上で、本市立学校での教育活動を行うこととします。

ご家庭におかれましても、感染拡大防止に向けてご理解とご協力をお願いいたします。

## 1 家庭における感染対策のお願い

◇ 家族の方がPCR検査を受検する場合、結果が判明するまでは登校を控えてください。また、本人が濃厚接触者と認定された場合、本人は陰性であっても保健所が指示する期間は登校を控えてください。

※ただし、同居の家族が、職場等で定期的にPCR検査を受ける場合は、受検者に発熱等の風邪症状がない時は、登校しても差し支えないものとします。

◇ 毎朝の検温と、お子さんの健康観察をお願いします。児童生徒はもちろんのこと、同居の家族に発熱・咳等の風邪症状がある場合は、登校を控えてください。

◇ 児童生徒が濃厚接触者と判明した場合、児童生徒がPCR検査を受検した場合や結果が判明した場合は、必ずご報告をいただきますようよろしくお願いします。

◇ 放課後や休日においても不要不急の外出を控えるなど、基本的な感染予防対策についてお子様にご指導願います。

※各家庭において、上記内容を徹底していただくことが感染拡大防止につながります。引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 2 学校での対策

### (1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、手洗いの励行、マスクの着用(できる限り不織布マスクの着用についてご協力をお願いします。)
- 毎朝の健康観察(登校後、体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養・早退)
- 教室等における密集の回避(児童生徒同士の間隔を可能な限り確保)
- こまめな換気(常時換気に努め、難しい場合は30分に1回以上数分程度窓を全開)
- 教室やトイレ等の消毒

### (2) 教育活動について

- 感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っの発声」について、可能なものは避け、実施する場合においては一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどします。

(3) 学校給食や休憩時間について

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかに着用します。
- 児童生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしません。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしません。

(4) 中学校の部活動について

- 下記のとおり段階的に制限を緩和します。
  - <10月1日(金)から>
    - ・平日は2時間以内、土・日曜日及び祝日に実施する場合は、3時間以内とします。
    - ・合同練習や対外試合等の実施については、見合わせます
  - <10月9日(土)から>
    - ・平日は2時間程度、土・日曜日及び祝日に実施する場合は、3時間程度とします。
    - ・合同練習や対外試合等の実施については、自校を含め府内の2校程度とします。
  - <10月23日(土)から>
    - ・平日は2時間程度、土・日曜日及び祝日に実施する場合は、3時間程度とします。
    - ・合同練習や対外試合等の実施については、制限しないこととします。
- 十分な感染対策が講じられている公式な大会・発表会等については、主催者による感染防止対策を確認の上、参加することがあります。
- 部室や更衣室等で密になりやすい場所では、分散利用や速やかな行動、会話や飲食を控える等、感染拡大防止に努めます。

(5) 校内の行事等について

- 以下の活動は、十分な対策を取った上で実施します。
  - ・外部講師を招いての学習活動
  - ・校外での教育活動(教科等の学習)
  - ・児童生徒が屋内に一堂に集まって行う行事
  - ・授業参観、懇談会、個別面談等の保護者が来校する行事

**○児童生徒が濃厚接触者と判明した場合、児童生徒がPCR検査を受検した場合や結果が判明した場合は、必ずご報告をいただきますようよろしくお願いいたします。**

※休日中で、学校へ連絡がつかない場合は、下記連絡先までご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先：0774-72-0501 木津川市役所(代表)

○発熱が続くなど感染が疑われる場合は、下記保健所または専用相談窓口へご相談いただき、指示に従ってください。

連絡先：0774-72-0981 山城南保健所(帰国者・接触者相談センター)  
075-414-5487 きょうと新型コロナ医療相談センター